

1.技 術	2.3 工業用水に関する調査（合理化を含む）
2.事 業 名	2.3.14 石川県地下水使用合理化計画審査・指導（その2）
3.キーワード	水使用合理化、指導
4.目 的	本事業は、石川県の「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づき、年間の地下水採取量が40万m ³ を超えた事業者に提出が義務づけられた「地下水使用合理化計画」の審査、指導を目的としている。
5.内 容	<p>(1) 地下水使用合理化計画書の審査 条例に基づき提出された地下水使用合理化計画の、書類による審査を行う。</p> <p>(2) 地下水使用の実態調査、合理化技術の検討 地下水使用合理化計画の提出があった事業所のうち、一部について地下水使用の実態状況についてアンケート調査と訪問調査を実施する。 また、地下水使用の実態調査結果を基に、合理化技術を検討し、各事業所の指導計画(案)を作成するとともに、同指導計画(案)の内容についての現地説明及び技術指導を実施する。</p>
6.成 果	<p>(1) 地下水使用合理化計画書の審査 「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づき提出された地下水使用合理化計画書(31事業者)の審査を行った。審査は書類審査により実施し、対象事業場の業種や水使用状況、水利用フローシート等を考慮し、対象事業場の水使用実態に即した検討を行った。</p> <p>(2) 地下水使用の実態調査・合理化技術の検討 地下水使用合理化計画書の提出があった事業場のうち、6事業場について、地下水使用の実態調査または合理化技術の検討・指導を行った。</p> <p>① 地下水使用の実態状況のとりまとめ・現地調査 合理化技術の検討を行うために、対象事業場ごとに、地下水使用合理化計画書及び地下水使用実態調査票を基にした調査ならびに現地調査を実施し、その調査結果を基に、用排水状況フローシートを作成し、当該事業場における水利用の全体像が俯瞰的かつ客観的に把握できるように実態調査結果をとりまとめた。</p> <p>② 指導計画(案)の作成・現地指導 上記地下水使用の実態調査を基に合理化技術を検討し、各事業場の指導計画(案)を作成した。 また、指導計画(案)の内容について事業場ごとに現地で説明し、技術指導を実施した。その際、必要に応じ、過去の類似業務等から得られた情報等を含め、事業場の参考となるよう質疑応答を行った。</p>
7.参 照	本事業は、石川県の委託事業として実施したものである。